T&M劳務通信



発行所 社会保険労務士法人 T&M

〒462 - 0844 名古屋市北区清水5 - 9 - 5 TEL:052 - 990 - 8877 FAX:052 - 918 - 7877

http://www.sr-tm.jp E-mail:info@sr-tm.jp 発行人 社会保険労務士 山口 眞 業務内容

就業規則・賃金規程・退職金規程・パート就業規則・嘱託規程 労働時間管理・残業削減コンサル・サービス残業対策 各種労使協定等の作成・届出 助成金の支給申請 嘱託最適賃金提案・メンタルヘルス対策・社長の在職老齢全額受給 健保・厚年・雇用・労災の手続 ASP給与計算(低価格)

CONTENTS

page

- 1 平成 31 年度・令和元年度の是正指導 賃金不払い残業は総額 98 億円
- 2 特集 いよいよ中小企業にも適用 改正「パートタイム有期雇用労働法」
- 4 TOPICS
 - ●社員が感染したら? 濃厚接触者となったら? コロナ感染時の対応
 - ●70 歳までの雇用努力、改正高年法 Q&A
 - ●過労死防止白書。

自殺予防は早期発見・早期介入が重要

中途入社者の定着・戦略化施策

- 6 すっきりわかる。雇用保険 失業中に無料で専門学校に通える制度がある?
- 7 人事労務の法律ミニ教室 正社員登用制度は必ず設けなければならない?
- 8 緊急事態に備えてますか? 緊急時の指揮命令系統を決めておく

平成31年度·令和元年度の是正指導 **賃金不払い残業は総額98億円**

厚生労働省は、全国の労働基準監督 署が是正指導した賃金不払残業(いわゆる「サービス残業」)の結果を公表 しました。

昨年度より減少しているが・・・

公表されたのは、平成31年度・令和元年度の1年間で、賃金不払残業を是正指導され、1企業あたり100万円以上の割増賃金が支払われたもの

是正結果

企業数 1,611 企業 労働者数 7 万 8,717 人 是正支払額 98 億 4,068 万円 1 企業あたり 611 万円 労働者 1 人あたり 13 万円 です。

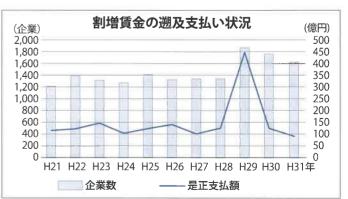
是正企業数は1,611企業。うち1,000万円以上の割増賃金を支払ったのは161企業でした。

支払われた割増賃金の合計額は98 億4,068万円で、1企業あたり611 万円、労働者1人あたり13万円となっ ています。

支払額は昨年 度より減少していますが、おね例年並みを 言えます。平度になる 29年度に額がるの は働き方改革の 影響です。

保健衛生業の支払額が最多

業種別に見ると、企業数では「商業」 が最も多く、労働者数と是正支払額で は「保健衛生業」が最多となっていま す。



特 集 いよいよ中小企業にも適用

改正「パートタイム有期雇用労働法」

正社員と非正規社員の待遇差をなくすための、いわゆる「同一労働同一賃金」について、令和2年4月より「パートタイム・有期雇用労働法」が改正されましたが、1年間猶予されていた中小企業にも、いよいよ令和3年4月から適用されます。 あらためて「同一労働同一賃金」に関する法改正の内容を確認しておきましょう。

規制する法律が整理された

昨年10月に最高裁判決が示された 日本郵便など5つの「同一労働同一賃 金」に関する事件は、労働契約法の旧 20条を根拠とするものでした。旧20 条では雇用期間が無期(正社員など) か有期(契約社員など)かによって労 働条件に不合理な格差を設けることを 禁止していました。

しかし、近年、同様の紛争が増加してきたことなどから、違法な格差とはどのようなものかを明確にするとともに、格差を是正しやすくするための法律の改正・整理がされました。これが令和2年4月(中小企業は令和3年4月)からの改正です。

まず、「労働契約法」から20条の 規定を削除し、「パートタイム労働法」 にあった同一労働同一賃金に関する規 定に有期雇用労働者が統合されました (法律の名称も「パートタイム・有期 雇用労働法*1」に変更)。

労働契約法は基本的に民事裁判で解決することになるのに対し、パートタイム労働法は行政指導の仕組みがあり、裁判よりも安価で早期に解決できる調停(裁判外紛争解決手続きの1つ)の対象にもなるからです。

さらに、何が不合理な賃金の格差に なるかなどについて、ガイドラインを 策定して明確化されました。

改定の概要

〈労働契約法〉

有期雇用労働者(20条) の同一労働 同一賃金

統合

〈パートタイム労働法〉

パートタイマーの 同一労働 同一賃金

ガイドラインなどで明確化

※1正しくは「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」。

「均等」と「均衡」で考える

では、「パートタイム・有期雇用労働法」の内容を見ていきましょう。企業がどのように取り組むべきかを労働契約法よりも具体的に定めています。

「同一労働同一賃金」については、「均 等待遇」「均衡待遇」で考えます。

「均等待遇」とは、職務内容などが同じであれば、待遇も同じであるべきというものです。AさんとBさんが同じ職務内容などであれば、待遇は同等にしなければなりません。

「均衡待遇」とは、職務内容などに相違があっても、その相違に応じた待遇差であるべきというものです。 A さんと B さんが職務内容などに違いがあって、例えばその違いが100:80 (バランス)であるとすれば、賃金などもそれに応じて100:80の割合で決定すべきというものです。

不合理な待遇の禁止(均衡待遇)

まず、パートタイマー、有期雇用労

働者(以下「パートタイマー等」といいます)の待遇と通常の労働者(以下「正社員」といいます)の待遇に相違がある場合、「①職務の内容*2」「②職務の内容および配置の変更の範囲」「③その他の事情」を考慮して不合理と認められるものが禁止されています。

※2業務の内容および責任の程度

<改正のポイント>

①解釈の明確化

不合理かどうかの判断は、全体ではなく「〇〇手当」などの1つひとつの待遇ごとに判断されるべき旨が、条文で明確化されました。

②ガイドラインの策定

どのような待遇差が不合理なものか、そうでないか、考え方と具体例がガイドラインで示されました(右ページ参照)。

差別的取り扱いの禁止(均等待遇)

「①職務の内容」「②職務の内容および配置の変更の範囲」の2つが正社

員と同じ(つまり、ほとんど正社員と 同視できる)パートタイマー等につい ては、短時間勤務や有期雇用というこ とを理由に、待遇について差別的な取 り扱いが禁止されています。

その他の待遇ルール

その他、次の3つのルールが定められています。

①賃金

正社員との均衡を考慮しつつ、パートタイマー等の「職務の内容」「職務の成果」「意欲」「能力」「経験」などを勘案し、その賃金を決定するように努めること。

②教育訓練

正社員に対して実施する職務遂行に 必要な教育訓練は、職務が同じパートタイマー等に対しても実施しなければならない(既に能力を有する場合を除く)。また、正社員との均衡を考慮しつつ、その雇用するパートタイマー等の職務の内容等に応じた教育訓練を実施するように努めること。

③福利厚生施設

正社員に利用の機会を与える福利厚生施設(給食施設、休憩室、更衣室)については、パートタイマー等に対しても、利用の機会を与えなければならない。

<改正のポイント>

これまでは、「配慮しなければならない」とされていた③福利厚生施設の利用について、正社員と同様にパートタイマー等にも与えなければならない義務規定になっています。



ガイドライン(抜粋)

◆ 基本給

労働者の「能力または経験に応じて」、「業績または成果に応じて」、「勤続年数に応じて」支給する場合は、これらに応じた部分について、同一であれば同一の支給を求め、一定の違いがあった場合には、その相違に応じて支給しなければならない。

◆ 役職手当等

労働者の役職の内容に対して支給するものについては、正社員と同一の役職に就くパートタイマー等には、同一の支給をしなければならない。 また、役職の内容に一定の違いがある場合においては、その相違に応じた支給をしなければならない。

◆ 通勤手当等

パートタイマー等には正社員と同一の支給をしなければならない。

◆賞与

会社業績等への貢献に応じて支給するものであれば、正社員と同じ貢献であるパートタイマー等にも貢献に応じた同一の支給をしなければならない。また、貢献に一定の違いがある場合は、その相違に応じた支給をしなければならない。

説明義務がある

前述の差別的取り扱いの禁止などの 措置に関し、企業にはパートタイマー 等への説明義務も次の2つのケース が定められています。

- ①パートタイマー等を雇い入れたときは、速やかに、実施する雇用管理の改善などに関する措置(賃金、教育訓練、福利厚生施設の利用など)の内容を説明しなければならない。
- ②パートタイマー等から求めがあった ときは、待遇の相違の内容と理由、 その待遇を決定するに当たって考慮 した事項を説明しなければならな い。

①については「食堂は正社員と同様に利用できます」などと説明してください。口頭でもかまいませんが、もれなく説明するためにあらかじめ文書を用意しておくといいでしょう。②については「パートタイマーは、正社員と仕事の範囲や責任が異なるため賞与は

支給されません」などと具体的に説明 してください。

<改正ポイント>

- ①②について、従来の対象事項に「不合理な待遇の禁止」が加えられています。
- ②について、正社員との「待遇の 相違の内容および理由」も加えら れています。

そして、これら説明を求めたこと を理由として、解雇その他の不利 益な取り扱いを禁止する旨の定め が加えられています。

日本では、正社員を重視し、非正規 社員の待遇を軽視してきました。しか し、企業にとって貴重な労働力である ことは変わりません。法律の改正や裁 判例が示しているのは、これらの格差 を見直す時代が来ているということな のです。まずは正社員と非正規社員の 労働条件の格差があるか、なぜそうし ているのかを洗い出すことから始めて みましょう。

TOPICS

社員が感染したら? 濃厚接触者となったら? コロナ感染時の対応

企業における新型コロナウイルス対 策も定着してきたところだと思います が、改めて各社がどのように対応して きたか、調査結果を見てみましょう。

労務行政研究所は昨年10月、「新型コロナウイルス感染症への企業の対応アンケート」の結果を公表しました。 昨年8月25日から9月4日にかけて 実施し、495社から回答を得たものです。

社員に感染の疑いがある場合

発熱や体調不良など、社員本人に新型コロナ感染の疑いがある場合に会社がどのような対応を取るか調査したところ、「在宅勤務を命じる」65.7%が最も多く、次いで「自宅待機を命じる」

50.4%、「年休の 取得勧奨」47.5% となりました。

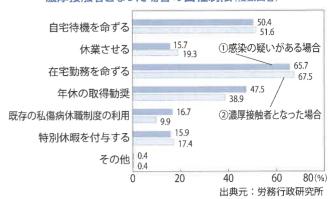
濃厚接触者と なった場合

また、同居して いる家族の感染など、社員が濃厚接触 者となった場合に会社がどのような対 応を取るかをたずねたところ、こちら もほぼ同じ結果となりました。

社員が感染した場合

社員が感染した(PCR 検査で陽性の診断を受けた)場合の対応(複数回答)は、「年休の取得勧奨」が51.3%で半数を超えています。

感染の疑いがある場合と、 濃厚接触者となった場合の出社制限(複数回答)



また、「休業させ、休業手当を支払 う」は21.5%、「休業させ、傷病手当 金の支給要領に従う」は35.3%であ り、いずれかに回答があった「休業さ せる」企業も51.9%となっています。

「在宅勤務を命じる」も32.0%あり、PCR 検査で陽性と診断されても症状のないケースでは、在宅での勤務に支障のない社員について、こうした対応を取っていると考えられます。

70 歳までの雇用努力、 改正高年法 Q&A

令和3年4月1日より施行される 改正高年齢者雇用安定法について、厚 生労働省がQ&Aを公表しました。

70 歳までの努力義務

現在は65歳まで「継続雇用制度」などの雇用確保措置が企業に義務付けられています。今回の改正により、

65 歳までの義務に加え70 歳までの 就業機会確保が努力義務となります。

70歳までは「継続雇用制度」などのほか、フリーランスとして業務委託契約を締結する制度、社会貢献事業へ継続的に従事できる制度の導入などが新たに加わっています。

実務上生じる疑問点に回答

今回公表された Q&A では実務上、 疑問が生じやすい点について詳細に示 されています。例えば右のような疑問 です。

図の「④業務委託契約」と「⑤社会 貢献事業への従事支援」は雇用以外の 対応となるため、実施計画を策定し労 働者の過半数を代表する者等の同意 を得た上で導入する必要があるので すが、この手続きについても詳細が Q&Aで示されています。

70歳まで

65歳まで ①定年の引き上げ

②継続雇用制度の導入

創業支援等措置 (雇用以外の措置)

③定年廃止

(過半数組合・過半数代表者の 同意を得て導入) ①定年の引き上げ

②継続雇用制度の導入(他の事業主によるものも含む)

③定年廃止

④フリーランス選択者へ継続的に業務委託契約を締結する 制度の導入

⑤継続的に社会貢献事業に従事できる制度の導入 (事業主が実施または委託、出資等する団体が実施するもの)

Q&A の抜粋

- Q: 当分の間 65 歳に達する労働者が いない場合でも措置を講じなけ ればならないのか
- A: そのような企業も含めて措置を 講じるよう努めるべき
- Q:継続雇用しない事由や業務委託 契約等を更新しないまたは解除 する事由を解雇事由とは別に定 めることはできるか
- A:努力義務であるため可能。ただ し法律の趣旨や公序良俗に反す るものは認められない

TOPICS

過労死防止白書。自殺予防は早期発見・早期介入が重要

政府は昨年10月、「令和2年版過 労死等防止対策白書」を公表しました。 企業における過労死等防止対策の推進 に参考となる調査研究結果を報告する もので、今回で5回目となります。

認定件数は横ばい

白書によると、労働時間の縮減等に ついては緩やかながら政府目標の到達 度は向上しています。メンタルヘルス 対策に取り組む企業の割合も増えつつ あります。

しかしながら過労死等による労災支 給の認定件数は、脳・心臓疾患、精神 疾患ともに近年横ばい傾向となってい ます。

半数が発病から1ヵ月以内に自殺

認定された精神障害事案のうち、自 殺事案(自殺未遂を除く)を抽出・分 析したところ、発症日から自殺までの 日数では、約半数の事案が発症から 1ヵ月以内に自殺しており、自殺予防 における早期発見・早期介入の重要性 が示されています。

また、自殺事案について、医療機関への「受診歴なし」が約6割であることもわかっています。

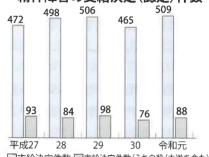
企業の取組事例を多数掲載

今回の白書では、コラムとして企業 の取組事例が数多く掲載されていま

脳・心臓疾患の支給決定(認定)件数



精神障害の支給決定(認定)件数



□支給決定件数 □支給決定件数(うち自殺(未遂を含む))

す。例えば、介護業界における勤務間 インターバル制度の導入事例や交代制 勤務の事業所におけるメンタルヘルス 対策などが紹介されています。

中途入社者の定着・戦略化施策

人材サービスのエン・ジャパンは、 運営する人事向け情報サイト「人事の ミカタ」の利用企業を対象に「中途入 社者の定着施策(オンボーディング)」 についてアンケート調査をおこない、 415 社から回答を得ました。

オンボーディングとは

新たに採用した社員の定着・戦力化 を早期におこなうための施策を「オン ボーディング」と言います。

自社の中途入社者についてオンボーディングに力を入れている企業は41%。業種別では、「IT・インターネット関連」(61%)、規模別では「100~299名」(47%)が最多でした。

力を入れる理由は「離職率を下げた

い」(82%)、 「採用や育成 の経費を無駄 にしたくな い」(70%) などが上位を 占めていま す。

具体的な悩みは

具体的な悩みとして、「能力がある 人は数年で辞めてしまうが、能力がな い人は逆に定着してしまう」「配属し た部署の人間関係で90%決まる。そ れゆえ、定着率の悪い現場の責任者・ 同僚への指導・意識改革が必要」「定 着化しているものの、不満や悩み事は

中途入社者の定着・戦力化のために現在取り組んでいること(上位のみ)



エン・ジャパン(株)『人事のミカタ』調べ

現場任せになっており、入社後、本当 に満足できているのかを把握できてい ない」といった意見があがっています。

企業の取り組みは

実施している取り組みは、「入社1ヵ月以内の導入研修」(66%)、「ランチや飲み会などの歓迎イベント」(65%)などです(グラフ参照)。



失業中に無料で専門学校に 通える制度がある?

退職して新しい技術を身に付けるため勉強したいと考えています。失業期間中、無料で専門学校に通って勉強できる制度があると聞いたのですが本当でしょうか。

給付をもらいながら受講料無料で専門学校などで勉強できる「公共職業訓練」という制度があります。

公共職業訓練とは

公共職業訓練(ハロートレーニング) は、再就職するために必要な技能や知 識を身に付けることを目的に、ハロー ワークがあっせんしている訓練です。

失業期間中の職業訓練は、失業給付 (正しくは「基本手当」)を受給している求職者を主な対象とする「①公共職業訓練」と、失業給付を受給できない求職者を主な対象とする「②求職者支援訓練」に大きく分かれます(表参照)。

どんな訓練があるのか

公共職業訓練は、職業能力開発校や、 民間の専門学校など教育訓練機関で実施されており、事務系やIT、建設、デザイン、医療、介護、美容など様々なコースがあります。ハローワークのホームページで条件を指定してコースの詳細を検索できるようになっています。

受講期間は3ヵ月から6ヵ月が多く、長いものでは $1\sim2$ 年のコースもあります。

講座は基本的に月~金の朝から夕方 まであり、原則として欠席不可となっ

	①離職者向け公共職業訓練	②求職者支援訓練
対象	ハローワークの求職者 (主に雇用保険受給者)	ハローワークの求職者 (雇用保険を受給できない人)
訓練期間	おおむね3ヵ月~1年	2~6ヵ月
受講料	無料	無料
受講中の給付金	基本手当(いわゆる失業手当) 受講手当(1 日 500 円) 交通費など ※延長措置あり	受講手当(月 10 万円) 交通費など ※本人収入が月 8 万円以下など 一定要件を満たす人

ています。

受講料無料、給付ももらえる

「①離職者向け公共職業訓練」は基本的に無料で受けられます(一部テキスト等は有料。長期のコースは有料の場合もあります)。

また、受講中は失業給付がもらえる ほか、交通費(上限月42,500円)や、 受講手当として日額500円(上限40 日分2万円)も支給されます。

通常、自己都合退職の場合は2~3ヵ月の給付制限期間があり、その期間を過ぎてから失業給付が支給されることになっていますが、給付制限期間中に職業訓練を受ける場合は制限が解除されます。また、給付日数が過ぎても、公共職業訓練を受けている間は給付が延長されます。

ただし、訓練開始日において給付日数の残りが 1/3 以下の人 (例外あり) は公共職業訓練に申込できないことになっています。

ハローワークで必要性を判断

以上のようにメリットいっぱいの公 共職業訓練ですが、希望すれば誰でも 好きな講座を受講できるわけではありません。訓練を受講することが適職に就くために必要か、受講に必要な能力等があるかをハローワークが判断することになっています。

具体的には、ハローワークで希望する訓練の申し込みをおこなった後、書 類選考や面接などに合格すると受講で きる仕組みです。

ですから、人気のコースは希望しても受けられない可能性もあるのです。

また、原則として一度職業訓練を受講すると訓練終了から1年間は他のコースを受講できません。受講決定したコースを途中で変更することもできないので、よく考えて申し込む必要があります。

失業給付の受給資格がない人も

失業給付を受けられない人がハローワークの支援指示により「②求職者支援訓練」を受講する場合も受講料は無料*です。さらに一定の要件を満たせば、受講している間「職業訓練受講給付金」として月10万円の受講手当が受けられます。

※テキスト代等を除く。



正社員登用制度は 必ず設けなければならない?

パートタイマー等を正社員 登用する制度は必ず設けなけれ ばならないのですか? 設ける 場合、応募者から何人かは必ず正 社員に登用しなければならない のか、正社員に登用する要件は会 社が自由に設定してよいのかな ど教えてください。

正社員への転換を推進する措置 として4つのうちいずれかの措置を講じることが義務付けられており、正社員登用制度はそのうちの1つです。実際に正社員にするかどうかや、要件などは会社が自由に決めることができますが、必要以上に厳しい要件を設けることは避けるべきでしょう。

法律では

パート・有期雇用労働法*では、事業主は正社員への転換を推進するため、雇用するパートタイマー等について、次の4つのうちいずれかの措置を講じなければならないと定めています。

※旧パートタイム労働法でも同じ規定がありましたが対象はパートタイマーだけでした。新たにできたパート・有期雇用労働法では契約社員などフルタイムの非正規労働者も対象となっています。パート・有期雇用労働法は大企業にはすでに施行、中小企業には今年4月より施行されます。

- ①通常の労働者を募集する場合、その 募集内容をすでに雇っているパート タイマー等に周知する。
- ②通常の労働者のポストを社内公募する場合、すでに雇っているパートタイマー等にも応募する機会を与える。
- ③パートタイマー等が通常の労働者へ 転換するための試験制度を設ける。
- ④その他通常の労働者への転換を推進 するための措置を講ずる。
 - ③がいわゆる正社員登用制度です。

法律では③に限定して義務付けている わけではなく、4つの措置からいずれ かを講じることとしています。

昨年10月に示された同一労働同一賃金の最高裁判決では、会社に正社員登用制度があること、実際に登用された実績もあることなどが考慮され(他の判断要素も考慮されていますが)、退職金や賞与を正社員にだけ支給して非正規社員に支給していないことが「不合理な格差とは言えない」と判断されました。

改めて、正社員登用制度を含め、自 社の非正規労働者に正社員になるチャンスが用意されているか見直してみて もよいでしょう。

実際に登用しなければならない?

法律では、4つのうちいずれかの措置を講じることを求めているだけで、 実際に正社員に転換することまで求め ているわけではありません。

しかし、措置を講じてから長期に渡って正社員に転換された実績がない場合は、措置を講じたとは言えないと判断される可能性があります。措置が形骸化していないか検証が必要でしょう。

正社員への転換の要件として勤続期間や資格などを課すことは問題ありません。しかし、必要以上に厳しい要件を設けている場合なども法律上の義務を履行していないと判断される可能性があります。

要するに、ポーズだけではダメだと いうことでしょう。

選考方法も法律では特に規制されていません。面接や書類選考、上司や周 囲からの評価の聞き取りなどの方法が 考えられます。

措置の内容の周知が重要

措置を講じるにあたっては、措置の 内容を周知することが大切です。周知 されていないと「自社に制度があるか わからない」「過去に正社員になった 人はいるが、正社員転換の基準がわか らない」など不満や不安を抱くことに なるからです。納得性の向上のために も措置の内容を明らかにしておくこと が重要です。

周知の方法の例としては、あらかじ め周知しておくなら次のような方法が あります。

- ・就業規則に記載
- ・労働条件通知書に記載
- ・イントラネット上に掲載 など

正社員を募集・社内公募する際に周知するなら次のような方法です。

- 社内の掲示板に掲示
- ・ 資料の回覧
- ・社内メールやイントラネットで告知
- ・人事考課の面接等で希望聴取 など

段階的な登用制度も

パートタイマーから契約社員、さら に正社員など、複数の措置を講じて正 社員へ転換する道を確保する方法もあ ります。

短時間正社員や勤務地限定正社員など、いわゆる「多様な正社員」への転換推進措置を講じても良いでしょう。ただしその場合、短時間正社員などからさらにフルタイムの正社員に転換できる制度を設けるのが望ましいとされています。



緊急時の指揮命令系統を決めておく

BCP(非常時における事業継続計画) として備えておくべきことの中に「緊 急時の指揮命令系統」を決めておくこ とがあります。

現場が混乱する

非常時においては、誰がどこに指示 を出すのか、誰の指示に従って動くべ きなのかをはっきりさせておかなけれ ば現場が混乱してしまいます。

まず重要なのは、指揮命令系統を確 立することです。

指揮命令系統図を作る

あらかじめ非常時の指揮命令系統を 決めて、緊急時の連絡先も記載した「指 揮命令系統図」を作成しておくのがよ いでしょう。

指揮命令系統図は一度作成して終わ りではなく、最新の人事異動を反映し ているか定期的にチェックしておきま しょう。

系統に沿って指示を出す

系統に沿わない指揮命令を勝手にお こなわないように、手助けや協力が必 要な場合は、一度上に情報や要請を上 げてから系統に沿って指示を出しても らうようにします。

代理も決めておく

指揮命令系統図のトップは社長など 経営層があたることになるでしょう。 ただ、社長が被災した場合も想定し、 代理の者も決めておき決裁の権限委譲 も明確にしておくべきです。

災害対策本部を立ち上げる

会社の規模によっては災害対策本部 を立ち上げるケースもあります。安否 確認や被害状況などはすべて本部に報 告させ、集まった情報をもとに救援 支援や復旧の指示などをおこなうので

災害対策本部長や、その他の役割の 責任者についても、代理の者を決めて おく必要があります。

こうした緊急時の対応体制を立ち上 げる発動の基準(震度○以上の地震な ど)を明確にしておくことも大切です。



・・・労務ひとこと

回 中高年者縦断調査(中高年者の で、その理由は「病気・けがのため」

生活に関する継続調 査)」の結果を公表し ました。今回の調査 対象者の年齢は64~ 73歳です。

現在仕事をしてい

人のうち「仕事をしたくない」人 17.4%となっています。 は80.9%、「仕事をしたい」人は

16.3%でした。

厚生労働省は昨年11月、「第15 もしていない」人の割合は12.2% をしたい人は39.0%でした。

過半数が 「65歳以降も仕事をしたい」

る人は46.1%、仕事をしていないの19.3%が最も高く、次いで「希由は「生活費を稼ぐため、仕事をし 人は53.6%。「仕事をしていない」望する仕事がありそうにない」のなければならない」が最も多く、次

これからの仕事の希望を見ると、 たい」となっています。

65~69歳になっても仕事をした 「仕事をしたい」が求職活動を「何 い人は 56.4%、70 歳以降でも仕事

希望している仕事のかたちは、い

ずれの年齢でも、「雇 われて働く(パート タイム)」が最も多 く、次いで「自営業主」 となっています。

「仕事をしたい」理

いで「条件が合う仕事があるならし